

消費税増税に伴う造林事業標準単価の適用について

1 請負の場合

契約書等の確認により、平成31年4月1日以後に契約を締結し、令和元年10月1日以後に事業が完了した場合のみ10%の税率を適用し、それ以外の場合は8%の税率を適用する。

2 直営の場合

物品購入時の領収書等により事業実施主体に適用された消費税率を把握した上で標準単価における適用税率を判断する。

8%と10%の消費税率が混在している場合又は消費税額の把握が困難な場合は、過払いを防止する観点から、8%を適用する。ただし、消費税額の把握が困難な場合であっても、書面等により、令和元年10月1日以後に着手したことが確認できる場合は、10%の税率を適用することも可とする。